

令和7年度 静岡県主任介護支援専門員更新研修の受講要件に関するQ & A

1 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者

Q 1 : 講義の内容を事前に録画をし、受講者が視聴する講義でも対象となるか。

A 1 : 録画での講義も対象とする。

Q 2 : ファシリテーターの回数について、研修を午前と午後を実施をし、受講者が違う場合は2回としてカウントしてもよいか。

A 2 : 科目や対象者が異なる場合は、それぞれカウント可。研修を1日で午前と午後、別の受講者を対象とした場合は2回でカウントして良い。同じ受講者でも年何回かに渡り、演習を行った場合は回数分のカウント可。

Q 3 : 研修での講師の講演時間は問われるか。

A 3 : 講義を行った時間数は問わない。

Q 4 : 研修の講師は、受講者が介護支援専門員ではない専門職の場合も対象となるか。

(例：看護協会から依頼を受け、看護職員を対象に介護支援専門員との連携に関する講義を行った。)

A 4 : 研修の内容が介護支援専門員の業務に関することであれば、対象とする。

Q 5 : 研修の企画を障害分野と共同で企画したが、対象となるか。

(例：市の障害者自立支援協議会と共同で「介護障害連携」の研修会の企画。)

A 5 : 他職種と連携し研修を企画した場合も、介護支援専門員の業務に関わることであれば対象とする。

Q 6 : 研修の企画は何をしたら要件を満たすか。

A 6 : 研修の内容を企画し、講師への依頼、研修の案内・募集、当日の運営等、一連で実施した研修を対象とする。当日の研修運営の手伝い等では、対象としない。

Q 7 : 地域包括支援センターと共催で研修の企画をしたが、対象となるか。

A 7 : 別表1に定める研修実施機関と共催で企画した場合及び依頼されて企画した場合も対象とする。

2 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者

Q8：オンライン（Zoom）の操作の勉強会や、市主催の事業説明に参加した場合は研修の対象となるか。

A8：対象とならない。介護支援専門員の資質向上を目的とした専門職向けの研修や講演会、研究大会で、研修コード表に記載する内容に限る。

Q9：3時間以上の研修を1回とし、90分以上3時間未満の研修は2回の参加で1回とみなすということだが、90分以下の研修は対象外か。

A9：90分以下の研修受講は対象外とし、90分以上3時間未満の研修は2回の参加で1回とするため、1回で0.5回としてカウントする。

3 介護支援専門員実務研修の見学実習において実習指導者として指導を行った者

Q10：令和3年度に見学実習ではなく、OJTで指導を行ったが、対象となるか。

A10：令和3年度の実務実習対象者に対し、主としてOJTによる指導を行った場合は対象とする。（OJTを別年度に実施した場合も可。）主担当で指導をした1名を対象とする。

指導をした受講生が県に提出した「様式A-4」の指導記録の写しを申込時に提出する。（写しがない場合は指導した受講生名を記載して提出する）

4 地域ケア会議へ複数回参加している者

Q11：地域ケア会議で個別のケースについて検討し、同じケースを何回か検討した場合は実施回数分、計上してもよいか。

A11：同一ケースでも別日に渡り、何回か検討をした場合もカウントしてよい。

また、地域ケア会議の内容は個別支援、地域課題等、検討内容は問わない。

5 地域の複数の事業所の主任介護支援専門員と共に活動している者

Q12：複数の事業所の介護支援専門員と事例検討会を実施しているが、対象となるか。

A12：介護支援専門員の育成を目的とした研修等として事例検討会を企画し、実施している場合は、（3（2）オ）「**地域の複数の事業所の主任介護支援専門員と共に活動している者**」に該当する。地域ケア会議で個別の事例について検討を行った場合は、事例提供者として委員やオブザーバー等として参加した場合のみ対象とする。